

刈田総合病院調査特別委員会を設置

【内容】 議員発議第3号として、公立刈田総合病院調査特別委員会設置に関する決議が提出され、可決されました。

1. 名称 公立刈田総合病院調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 目的 公立刈田総合病院の運営全般に関し、地域住民に対する、議会としての説明責任をしっかりと果たすため調査研究を行うことを目的とする。
4. 委員の定数 議員全員
5. 現在の活動状況
3月22日(火)、早速今後のスケジュールについて話し合うため、公立刈田総合病院調査特別委員会が開催されました。

公立刈田総合病院調査特別委員会



委員長
むら しみつ
村 上 満



副委員長
よし だ おさむ
吉 田 修



▲公立刈田総合病院調査特別委員会

予算特別委員会委員長報告（抜粋）

本委員会は、3月7日から3月10日までの実質2日にわたり委員会を開催し、執行部からは、町長以下会計管理者及び各課長並びに課長補佐等の出席を求め、予算の全般的な事項及び内容について、詳細に審査を行いました。

その結果、一般会計予算並びに8特別会計予算について、いずれも妥当なものと認め原案どおり可決することに決定いたしました。

但し、委員会における意見として、地域医療については、町民が安心できる対策と体制の確保。老人福祉施策については障害者対策や介護関係に更なる施策を考慮願いたい。

また、基金運用等なお一層、危機感を持って努力していただき、職員が一丸となり、事業に対する考え方等、しっかりと整えて行っていく体制づくりを望む意見がありましたことを申し添えます。

最後になりますが、すべての施策は町民のためにあることを念頭に事業の執行にあたられることを期待して、報告といたします。

予算特別委員長 吉田 修

議員の期末手当（ボーナス）を減額します

【内容】 議員発議第1号として、0.1カ月の支給割合の減額を提案し、可決。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議案を可決 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

【決議書】
ロシアは2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。この軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められず、これは、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、断じて容認できない。我が国はロシアに対して、より強固な経済制裁を断固行うべきである。

よって、七ヶ宿町議会は、ロシアに対し、厳重に抗議するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。また、政府に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保及び我が国への影響対策について万全を尽くすよう求める。

以上決議する。

七ヶ宿町議会